

評議員・役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人かしの木会の定款第8条及び第21条に定める評議員及び役員（以下役員という）の報酬等について定める。

2 定款第21条に定める役員の報酬等の総額は各年度4,000,000円を超えない範囲とし、以下にその支給基準を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは評議員、理事、監事をいい、評議員選任・解任委員についてもこれを準用する。

(評議員会及び理事会等の出席に関する報酬等)

第3条 役員が評議員会及び理事会等に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、法人の職員を兼ね職員給与を支給されている者は、実費弁償費のみとする。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の実務にあたる場合の報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設運営のためにその業務に当たった場合には、別表1により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員が施設運営のために理事長の命をうけ、その業務にあたった場合には、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(旅費等)

第5条 役員が法人及び施設の業務のため出張する場合は、旅費・宿泊費等を支給することができる。

2 旅費・宿泊費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は実費を支給する。

4 旅費は実情を考慮し増額することができる。

付則 1. この規程は平成17年4月1日から適用する。

2. この規程は平成19年4月1日から適用する。

3. この規程は平成25年1月1日から適用する。

4. この規定は平成29年1月1日から適用する。

5. この規定は平成29年4月1日から適用する。

別表1

役員等	報酬	実費弁償費	
評議員 理事 監事 評議員選任解任委員	30,947円 (税込)	5,000円	(H25 税率 3.06% = 復興特別所得税が加算)

以上